

特定相談支援事業所 ワークスタッフ鶴の木
「指定計画相談支援及び指定障害児相談支援」重要事項説明書

令和4年10月1日 現在

1. 事業者

| | |
|-------|---------------------------------|
| 名 称 | 有限会社 ビハーラ |
| 所在地 | 東京都大田区鶴の木2-17-3 ライオンズマンション鶴の木1F |
| 電話番号 | 03-5741-8239 |
| 代表者氏名 | 取締役 今田 清美 |
| 設立年月 | 平成14年12月 |

2. 事業所の概要

| | |
|-----------------|--|
| 事業所の種類 | 指定特定相談支援事業所（第1331102549号） 指定障害児相談支援事業所（第137110057号） |
| 事業所の名称 | 特定相談支援事業所 ワークスタッフ鶴の木 |
| 事業所の所在地 | 東京都大田区鶴の木2-17-3 ライオンズマンション鶴の木1F |
| 電話番号 | 03-5741-8239 |
| FAX 番号 | 03-5741-1426 |
| 管理者氏名 | 今田 忠彰 (専任・兼任) |
| 事業所の運営方針・目的について | ①事業に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、配慮して行うものとする。 ②事業の運営に当たっては、関係区市区町村、地域の保険・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 ③指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下、「相談支援」という）は、利用者及びその家族の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。 ④事業所は、自らその提供する相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。 ⑤前4項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。 |
| 開設年月 | 指定特定相談支援事業所（平成27年12月1日） 指定障害児相談支援事業所（平成30年2月1日） |
| 事業所が行なっている他の業務 | 【指定居宅介護・重度訪問介護・同行援護】 平成24年3月1日指定 第1311101636号 【指定訪問看護、介護予防訪問看護】 |

| | |
|--|---|
| | 平成15年12月1日指定 第1367197106号 【指定訪問介護、介護予防訪問介護、第1号訪問事業】 平成15年9月1日指定 第1371103324号 【指定居宅介護支援、介護予防支援、第1号介護予防支援】 平成15年12月1日指定 第1371103498号 【大田区心身障がい児（者）移送サービス事業（福祉タクシー）】 【大田区重症心身障がい児（者）在宅レスパイト事業】 |
|--|---|

3. 事業実施地域

東京都大田区全域

4. 営業時間

| | |
|------|----------------------------------|
| 営業日 | 月曜日～金曜日（但し、祝日及び12月29日～1月3日までを除く） |
| 受付時間 | 月～金 8時30分～17時30分 |

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種 | 常勤 | 非常勤 | 常勤換算 | 指定基準 | 職務の内容 |
|---------|----|-----|------|------|-------|
| 管理者 | 1名 | 名 | 1.0名 | 名 | |
| 相談支援専門員 | 1名 | 1名 | 1.0名 | 名 | |

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービス内容（第3条～6条参照）

①サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画（以下、「計画」という）を作成する。

<計画の作成の流れ>

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握する。

②計画の作成の開始にあたっては、当該地域における福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求める。

③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮する。

④利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勧告して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した計画案を作成する。

⑤④で作成した計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定する。

⑥支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとする。また、これを基に、相談支援専門員は計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定する。

②計画作成後の便宜の供与

- ・ 計画作成後に計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行う。
- ・ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録する。

③計画の変更

利用者が計画の変更を希望した場合、または事業者が計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、計画を変更する。

④障害者（児）支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者（児）支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者（児）支援施設等への紹介その他の便宜の提供をする。

（２）利用料金

①サービス利用料金

指定計画相談支援及び指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額を支払うものとする。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると計画相談支援給付費が支給される。）

②利用料金のお支払い方法

費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、事業者の指定した方法で支払うものとする。

7. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮する。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○相談・要望・苦情窓口 管理者 今田 忠彰（いまだ ちゅうしょう）

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

| | |
|-----------------------|---|
| 大田区役所 福祉部障害福祉課 | 所在地 大田区蒲田5-13-14 大田区役所本庁舎 電話番号 03-5744-1251 FAX 03-5744-1555 |
| 大田区福祉オンブズマン | 所在地 大田区蒲田5-13-14 大田区役所本庁舎2階 電話番号 03-5744-1130 FAX 03-5744-1553 |
| 国民健康保険団体連合会 | 電話番号 03-6238-0177 |
| 大田区障がい者 総合サポートセンター | 電話番号 03-5728-9433 |
| 品川児童相談所 | 電話番号 03-3366-4152 |

令和 年 月 日

指定計画相談支援及び指定障害児相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明担当者氏名

特定相談支援事業所 ワークスタッフ鶴の木

「 」

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

《利用者》

氏名 印

住所

《代筆者》

氏名 (続柄:) 印

住所

《利用者代理人》

氏名 印

住所

《事業者》

特定相談支援事業所 ワークスタッフ鶴の木

〒146-0091

大田区鶴の木2-17-3 ライオンズマンション鶴の木1階

「電話」03-5741-8239

「FAX」03-5741-1426

代表者 今田清美 印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第28号（平成24年3月13日）第5条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。